

特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（令和6年8月1日現在）

都道府県名

医療機関コード

保険医療機関名

※レセプトに記載する7桁の数字を記載すること。

開設者番号	<input type="checkbox"/> ① 厚生労働省	<input type="checkbox"/> ② 国立病院機構	<input type="checkbox"/> ③ 国立大学法人	<input type="checkbox"/> ④ 労働者健康安全機構	<input type="checkbox"/> ⑤ 地域医療機能推進機構	<input type="checkbox"/> ⑥ その他（国）	<input type="checkbox"/> ⑦ 都道府県
	<input type="checkbox"/> ⑧ 市町村	<input type="checkbox"/> ⑨ 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> ⑩ 日赤	<input type="checkbox"/> ⑪ 済生会	<input type="checkbox"/> ⑫ 北海道社会事業協会	<input type="checkbox"/> ⑬ 厚生連	<input type="checkbox"/> ⑭ 国民健康保険団体連合会
	<input type="checkbox"/> ⑮ 健康保険組合及びその連合会	<input type="checkbox"/> ⑯ 共済組合及びその連合会	<input type="checkbox"/> ⑰ 国民健康保険組合	<input type="checkbox"/> ⑱ 公益法人	<input type="checkbox"/> ⑲ 医療法人	<input type="checkbox"/> ⑳ 学校法人	<input type="checkbox"/> ㉑ 社会福祉法人
	<input type="checkbox"/> ㉒ 医療生協	<input type="checkbox"/> ㉓ 会社	<input type="checkbox"/> ㉔ その他の法人	<input type="checkbox"/> ㉕ 個人			

区分	費用徴収を行うこととしている病床数（消費税を含む1日当たり金額階級別）													病床数小計	費用徴収を行わない病床数	
	1,100円以下	1,101円～2,200円	2,201円～3,300円	3,301円～4,400円	4,401円～5,500円	5,501円～8,800円	8,801円～11,000円	11,001円～16,500円	16,501円～33,000円	33,001円～55,000円	55,001円～110,000円	110,001円以上				
個室	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	① 床	⑥ 床
2人室	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	② 床	⑦ 床
3人室	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	③ 床	⑧ 床
4人室	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	④ 床	⑨ 床
5人室以上															⑩ 床	
病床数合計														⑤ 床	⑪ 床	

備考	費用徴収を行うこととしている金額のうち最小の料金	_____ 円（消費税含む。）
	費用徴収を行うこととしている金額のうち最大の料金	_____ 円（消費税含む。）

〔記載上の注意〕

- この調査は、毎年8月1日現在における病床数の状況を記載すること。
- 「経営主体の分類」欄は、該当する番号に☑を記載すること。
- 室とは、固定した隔壁で仕切られたものをいうものであること。（3人室をカーテン等で仕切り、それぞれ何人室と称しているときも、3人室とすること。）
- 室の区分における病床数は、現病床数によること。（個室であっても、現に2床を設けているときは、2人室として記載すること。）
- 患者を入院させることとしている病床で、8月1日現在空床であっても、この調査の対象となるものであること。
- 病床数小計①～④に関しては、費用徴収を行うこととしている区分(個室～4人室)ごとに、1,100円以下から110,001円以上の病床数の合計を記入すること。（対象の病室がない場合は0を記入すること。）
- ⑤の病床数合計に関しては、病床数小計の①～④の病床数の合計を記載すること。
- ⑥～⑩に関しては、費用徴収を行わないこととしている区分(個室～5人室以上)ごとの病床数を記載すること。（対象の病室がない場合は0を記載すること。）
- ⑪の病床数合計に関しては、⑥～⑩の病床数の合計を記載すること。
- 特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る特別の料金に事前の報告と相違がある場合は、速やかに変更の報告を行うこと。